

# 吸収合併に係る事後備置書類

令和5年7月3日

協立情報通信株式会社

令和5年7月3日

協立情報通信株式会社  
代表取締役 佐々木 茂則

## 吸収合併契約等に関する事後備置書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後備置書面)

当社及び神奈川協立情報通信株式会社（以下「神奈川協立情報通信」という。）は、令和5年4月19日付合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、神奈川協立情報通信を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸収合併が効力を生じた日

令和5年7月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

##### (1) 本吸収合併の差止請求

神奈川協立情報通信に対し、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の買取請求

神奈川協立情報通信は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について、該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求

神奈川協立情報通信は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

神奈川協立情報通信は、会社法第789条第2項に従い、令和5年5月8日に債権者に対する官報公告を行うとともに、同日付で認識している債権者に対し個別催告を行いました。同条第1項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 本吸収合併の差止請求

当社に対し、本吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、令和5年5月9日午前0時00分より電子公告を行いました。が、株式買い取り請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第789条第2項に従い、令和5年5月8日に債権者に対する官報公告を行うとともに、令和5年5月9日午前0時00分より電子公告を行いました。が、同条第1項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、神奈川協立情報通信より、資産・負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙「吸収合併契約等に関する事前備置書面」のとおりです。

6. 吸収合併の登記をした日

令和5年7月3日

7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

# 吸収合併契約等に関する事前備置書面

令和5年5月8日

協立情報通信株式会社

神奈川協立情報通信株式会社

令和5年5月8日

協立情報通信株式会社  
代表取締役 佐々木 茂則

神奈川協立情報通信株式会社  
代表取締役 白居 祐

## 吸収合併契約等に関する事前備置書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

協立情報通信株式会社（以下「協立情報通信」という。）及び神奈川協立情報通信株式会社（以下「神奈川協立情報通信」という。）は、令和5年4月19日付で、協立情報通信を吸収合併存続会社、神奈川協立情報通信を吸収合併消滅会社とし、効力発生日を令和5年7月1日とする吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）を締結いたしました。

本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 合併対価の定め相当性に関する事項

協立情報通信は神奈川協立情報通信の発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併に際して、株式その他金銭等の合併対価の交付は行いません。

#### 3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併消滅会社に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

協立情報通信の最終事業年度(令和3年3月1日から令和4年3月31日)に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」よりご覧いただけます。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等  
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

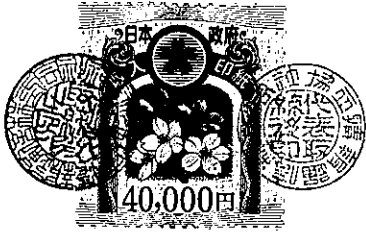
本吸収合併効力発生後の協立情報通信の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の協立情報通信の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、本吸収合併における協立情報通信の債務については、履行の見込みには問題はないものと判断しております。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



## 合併契約書

協立情報通信株式会社（以下「甲」という。）及び神奈川協立情報通信株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）する。

### 第2条（合併する会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

#### （1）吸収合併存続会社

商号：協立情報通信株式会社

住所：東京都港区浜松町一丁目9番10号

#### （2）吸収合併消滅会社

商号：神奈川協立情報通信株式会社

住所：神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番1号

### 第3条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年7月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

### 第4条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行株式のすべてを所有しているので、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第5条（資本金及び準備金）

本合併により増加する甲の資本金等の額は、次のとおりとする。

（1）資本金 0円

（2）資本準備金 0円

（3）利益準備金 0円

### 第6条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

### 第7条（会社財産の引き継ぎ）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

## 第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常どおりそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙協議し、合意の上、これを実行する。

## 第9条（従業員の引継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

## 第10条（合併条件の変更及び契約の解除）

甲及び乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、甲乙協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

- （1）本契約締結日から効力発生日までの期間に、合併のために必要な許認可若しくは合併に伴って必要となる第三者の同意が得られなかったとき
- （2）本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲及び乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき

## 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙協議し、合意の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保存する。

2023年4月19日

甲： 東京都港区浜松町一丁目9番10号  
協立情報通信株式会社  
代表取締役 佐々木 茂則



乙： 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番1号  
神奈川協立情報通信株式会社  
代表取締役 白居 耕





# 計 算 書 類

第 7 期

自 2022年 4月 1日  
至 2023年 3月 31日

神奈川協立情報通信株式会社

神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番1号

## 貸借対照表

2023年 3月 31日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	科 目
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	76,626	買掛金	7,442
売掛金	25,855	未払金	2,114
仕掛品	58	未払費用	3,043
原材料及び貯蔵品	12	未払法人税等	287
前払費用	1,898	契約負債	559
未収入金	30	預り金	647
その他	228	賞与引当金	2,004
貸倒引当金	△ 315	その他	165
流動資産合計	104,394	流動負債合計	16,263
固定資産		固定負債	
有形固定資産		退職給付引当金	8,942
工具、器具及び備品	3,223	資産除去債務	2,242
有形固定資産合計	3,223	固定負債合計	11,184
投資その他の資産		負債合計	27,448
長期前払費用	13	科 目	金 額
繰延税金資産	3,821	(純資産の部)	
敷金及び保証金	5,646	株主資本	
投資その他の資産合計	9,481	資本金	20,000
固定資産合計	12,705	資本剰余金	
		その他資本剰余金	8,319
		資本剰余金合計	8,319
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	61,331
		その他利益剰余金合計	61,331
		利益剰余金合計	61,331
		株主資本合計	89,651
		純資産合計	89,651
資産合計	117,099	負債純資産合計	117,099

## 損益計算書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		155,298
売上原価		108,687
売上総利益		46,610
販売費及び一般管理費		39,715
営業利益		6,895
営業外収益		
受取利息	0	
受取賃貸料	2,136	
助成金収入	1,500	
その他	41	3,677
経常利益		10,572
特別利益		
固定資産売却益	0	0
税引前当期純利益		10,572
法人税、住民税及び事業税	3,330	
法人税等調整額	△ 336	2,994
当期純利益		7,578

# 売上原価報告書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
材料費		
材料期首棚卸高	37	
当期材料仕入高	31,916	31,954
労務費		
役員報酬	9,999	
給与手当	23,754	
賞与	1,781	
退職給付費用	340	
法定福利費	5,856	
通勤交通費	1,343	
賞与引当金繰入額	2,112	45,189
製造経費		
外注加工費	15,664	
旅費交通費	921	
車輛費	1,133	
運賃	99	
通信費	520	
リース料	617	
地代家賃	7,202	
管理費	279	
事務費	378	
印刷費	72	
消耗品費	52	
水道光熱費	946	
減価償却費	1,586	
雑費	302	29,777
当期総製造費用		106,921
仕掛品期首棚卸高		1,825
合計		108,746
仕掛品期末棚卸高		58
売上原価		108,687

## 販売費及び一般管理費明細書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
給料	11,079	
賞与	826	
退職給付費用	551	
法定福利費	2,230	
福利厚生費	49	
通勤交通費	510	
賞与引当金繰入額	657	
販売促進費	3,787	
広告費	1,229	
旅費交通費	361	
顧問料	1,083	
運賃	52	
通信費	943	
リース料	44	
地代家賃	1,215	
管理費	47	
事務費	227	
印刷費	55	
消耗品費	235	
支払手数料	12,816	
租税公課	168	
水道光熱費	149	
保険料	341	
諸会費	286	
交際費	120	
教育費	53	
寄付金	10	
減価償却費	35	
貸倒引当金繰入額	271	
雑費	270	
販売費及び一般管理費合計		39,715

## 株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	8,319	8,319	53,753	53,753	82,072	82,072
事業年度中の変動額							
当期純利益				7,578	7,578	7,578	7,578
事業年度中の変動額合計				7,578	7,578	7,578	7,578
当期末残高	20,000	8,319	8,319	61,331	61,331	89,651	89,651

## 個 別 注 記 表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品・・・・・・・・・・ 個別法

原材料及び貯蔵品・・・・ 先入先出法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産・・・・ 定率法を採用しております。  
 (リース資産を除く) 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～9年

工具、器具及び備品 2～6年

- (2) 無形固定資産・・・・ 定額法を採用しております。  
 (リース資産を除く)

- (3) リース資産・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・・ 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・・ 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金・・・・ 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りです。

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に通信インフラ、情報インフラ及び基幹業務システムの構築・工事・保守・運用等のサービスによるものであり、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は主に工事原価総額の見積りに対する実際発生原価の割合（原価比例法）によるインプット法に基づいて算定しております。

また、システム機器関連等の商品の販売等により、一時点で履行義務が充足される契約につい

ては、顧客がこれを検収した一時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売等のうち、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しています。また、本人・代理人取引の検討の結果、ライセンス及びクラウドサービスに関する売買取引については代理人に該当したため、純額で収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、流動負債に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。計算書類に与える影響はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

## III. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,000 株



## IV. 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ソリューション事業
法人系	155,298
コンシューマー系	-
顧客との契約から生じる収益	155,298
その他の収益	-
外部顧客への売上高	155,298

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	18,405	25,855
契約資産	-	-
契約負債	509	559

当事業年度において、認識された収益の額はございません。

なお、契約資産は、主に通信インフラ、情報インフラ及び基幹業務システム等における、構築・工事・保守・運用等に関する進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であり、顧客の検収時に売上債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額の内、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は509千円であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度時点において当初に予想される契約期間が一年を超える契約についてはございません。

## V. 重要な後発事象に関する注記

### 親会社への吸収合併

当社は、完全親会社である協立情報通信株式会社の2023年4月19日開催の取締役会において、2023年7月1日を効力発生日として、協立情報通信株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

#### (1) 合併の目的

親会社に合併することにより、当社の事業における通信システム等の販売強化および組織一元化による管理体制の効率化を目的としております。

#### (2) 合併の要旨

##### ① 合併の日程

合併決議承認取締役会	2023年4月19日
合併契約締結日	2023年4月19日
合併期日（効力発生日）	2023年7月1日（予定）

##### ② 合併の方式

当社を吸収合併消滅会社とし、協立情報通信株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併です。

# 附属明細書（計算書類関係）

第 7 期

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

神奈川協立情報通信株式会社

東奈川県横浜市中区尾上町六丁目 86 番 1 号

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末残高
有形固定資産	工具、器具及び備品	12,985	—	0	12,985	9,761	1,622	3,223

## 2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	44	315	44	—	315
賞与引当金	1,534	2,004	1,534	—	2,004
退職給付引当金	8,484	458	—	—	8,942

(注) 1. 各引当金の計上理由及び額の算定方法は、個別注記表、重要な会計方針に記載しています。

## 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
給料及び賞与	11,915	
法定福利費	2,230	
賞与引当金繰入額	657	
退職給付費用	551	
減価償却費	35	
貸倒引当金繰入額	271	
その他	24,062	
計	39,715	